

OGORI NEWS

➔ 戸籍にフリガナが記載されます

問 市民課市民窓口係 ☎ 73-9120



氏名のフリガナはこれまで戸籍に記載されていませんでしたが、改正法施行により、戸籍にフリガナが記載されることとなります。

順次、本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定のフリガナの通知が送付されますので、必ず通知されたフリガナを確認してください。通知のフリガナが正しいときは通知のとおり戸籍に記載されますので、届出は不要で、令和8年5月26日以降、市町村長が職権によって戸籍に氏名のフリガナを記載します。

通知のフリガナが誤っていると、そのまま戸籍に記載されてしまいます。その場合は、令和8年5月25日までに正しいフリガナの届出が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

本籍地が小郡市の人は、7月下旬に通知予定です



戸籍制度マスコット
キャラクター「コセキツネ」

詐欺にご注意ください。届出に手数料がかかることは、絶対にありません。また、届出をしなくても罰則はありません。

OGORI NEWS

➔ (国保加入者対象) 人間ドック費用の一部を助成します

問 国保年金課国保係 ☎ 73-9121、健康課健康推進係 ☎ 73-9146



小郡市の国民健康保険の加入者を対象に、指定医療機関で受ける人間ドックの費用の一部を補助します(特定健康診査項目分)。対象者には6月中旬ごろに特定健康診査受診券と案内を送付します。

対象 小郡市国民健康保険の加入者で、次のいずれかに該当する人
①40～74歳 ②令和7年度に75歳になる人(75歳の誕生日前まで)

実施期間 7月1日(火)～令和8年3月31日(火)
※休診日を除く

受診時に必要なもの

- 国民健康保険の資格確認書またはマイナ保険証
- 特定健康診査受診券(水色)
- 人間ドックにかかる費用(通常の間ドックの料金から、特定健康診査の料金を差し引いた金額です。詳しくは、受診医療機関にお問合せください)

OGORI NEWS

→ ワークショップ 「明日の小郡の農業を創る会(仮称)」参加者募集



申問 農業振興課農政係(南別館2階) ☎73-9100 ☎72-9745 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

小郡市食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、未来の小郡市の農業を考える市民ワークショップ「明日の小郡の農業を創る会(仮称)」を開催します。農業者や消費者など10人程度のメンバーで、小郡市の農業について話し合います。皆さんの率直な意見をお聞かせください。

時期 8月に2回程度

会場 小郡市内

対象 令和7年4月1日現在、満18歳以上で市内に
在住・在勤・通学している人

内容 ●小郡市の農業の現状・課題等の掘り起こし
●課題等を解決するための提案等

募集人数 2人程度

※応募者多数の場合は選考で決定

応募方法 応募用紙を郵送・ファクス・持参
※応募用紙は、窓口または市ホームページで取得
できます

応募締切 7月11日(金) 必着

OGORI NEWS

→ 【会計年度任用職員(日額)募集】発掘作業員



申問 文化財課文化財係 ☎75-7555 ☎838-0106 小郡市三沢5147番地3

職務内容 市内各地で実施する発掘調査

勤務場所 各発掘現場

任用期間 令和7年7月1日～令和8年3月31日

任用資格 次の全ての要件を満たす人

- 小郡市の歴史に興味・関心があり、発掘作業に意欲がある
- 夏季の炎天下や冬季の寒いなか、屋外での作業ができる体力がある
- 発掘調査現場で、スコップを使用した作業や一輪車押しなどができる

勤務条件 平日の月最大11日勤務

報酬(日額)など 8,387円、通勤手当あり

社会保険など 労働者災害保険に係る補償あり

休暇 年次有給休暇

申込方法 会計年度任用登録票兼履歴書1通を
持参

※履歴書は窓口または市ホームページで取得
できます

申込締切 6月20日(金)

OGORI NEWS

→ 浄化槽設置を補助します

申問 下水道課工務係(西別館2階) ☎73-9117

浄化槽区域内において、専用住宅に浄化槽を設置する人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。年度途中で配当予算が終了した場合は、当該年度の補助金の交付はできませんので予めご了承ください。

補助対象施設 専用住宅(床面積の2分の1以上を住居に使用している住宅)に設置する
10人槽以下の合併処理浄化槽

※合併処理浄化槽の大きさ(人槽)は、建物と延べ床面積と居住形態によって決まります

補助金額

人槽区別	限度額
5人槽	60万円
7人槽	66万円
10人槽	75万円

OGORI NEWS

➔ 小郡市競争入札参加資格審査申請

【問】財政課契約・管財係(本館2階) ☎73-9108 ☎838-0198 小郡市小郡255-1



提出書類 申請要領を参照
(窓口・市ホームページで取得)

申請方法 窓口・郵送

対象 市内・市外の建設業者、建設工事付帯業務事業者(コンサル
タントなど)、物品購入・役務提供関係事業者

申請締切 6月30日(月)必着

OGORI NEWS

➔ 児童手当現況届の提出は、6月30日(月)まで

【問】子ども育成課医療・手当係(あすてらす内) ☎73-9149

児童手当現況届は、毎年6月1日時点の状況(前年の所得、児童の養育状況など)を把握し、6月分以降の児童手当の支給の可否を審査するためのものです。

現況届の提出が必要な人に、6月中旬までに案内文書を送付します。

※公務員の人は、職場にお問い合わせください。また、小郡市から児童手当を受給中の人で、新たに公務員になり職場で児童手当を受給する人は、小郡市で受給資格の消滅の手続きが必要です

OGORI NEWS

➔ 後期高齢者医療のお知らせ

【問】国保年金課医療・年金係 ☎73-9121

新しい後期高齢者医療資格確認書を送付します

現在の被保険者証及び資格確認書(水色)の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使える資格確認書(紫色)を、マイナ保険証の有無に関わらず7月下旬に特定記録郵便で送付します。簡易書留を希望する人は、6月30日(月)までにご連絡ください。



資格確認書に限度額の適用区分が併記できます

現在の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。認定証は、資格確認書に限度額の適用区分を併記する仕組みとなりました。

7月31日までの認定証や既に限度額の適用区分が併記された資格確認書をお持ちで、引き続き対象となる人には、8月1日から使用できるものを送付します。

上記に該当せず、新たに適用区分の併記を希望する場合は、申請が必要です。次のものを持参し、手続きしてください。

持参物 被保険者証または資格確認書、入院日数が確認できる領収書(区分Ⅱで90日を超える入院のとき)

資格確認書の自己負担割合をご確認ください

医療費の自己負担割合は、1割、2割または3割です。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証には、次のようなメリットがあります。

- お薬や受診の履歴に基づいたより良い医療が受けられる
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

※詳しくは、資格確認書に同封のパンフレットをご覧ください

適用区分が現役並みⅢ・一般Ⅱ・一般Ⅰの場合は、限度額の適用区分の併記なしでも、自己負担額は限度額までになるため、併記の手続きは不要です。

OGORI NEWS

➔ 【国民健康保険】 資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付します

☎国保年金課国保係 ☎73-9121

従来の被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

マイナ保険証をお持ちの人には、資格情報のお知らせを普通郵便で郵送します。8月1日以降はマイナ保険証で受診ください。

マイナ保険証(マイナンバーカード)が無い人には、8月1日から1年間使用できる国民健康保険資格確認書(従来の被保険者証と同サイズ)を特定記録郵便^(※)で郵送します。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で受診できますので安心ください。

配達期間 7月下旬頃～31日(木)
※配達期間中に順次配達されます
※簡易書留を希望する人は、6月30日(月)までに国保年金課にご連絡ください

OGORI NEWS

➔ 国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します

☎国保年金課国保係 ☎73-9121

令和7年度の国民健康保険税(以下国保税)の納税通知書を7月中旬に送付します。国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身はほかの健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します

※国保加入者と世帯主は、所得の有無を問わず、毎年1月1日現在の住所地の市区町村に所得を申告する必要があります

令和7年度の変更点

- 賦課限度額が引き上げられます。
(医療保険分65万円→66万円)
(後期高齢者支援分24万円→26万円)
- 2割軽減、5割軽減の対象世帯に関する軽減判定所得の基準が見直されます。詳細は納税通知書をご確認ください。

OGORI NEWS

➔ フードドライブにご協力ください

☎生活環境課リサイクル推進係 ☎73-9104

市は、食品ロスを減らす取組として、フードドライブを実施します。

フードドライブとは、家庭で使いきれなくなった未開封の食品を取りまとめて、フードバンク小郡を通じて食品を必要としている人に提供する活動です。

食品ロスは、資源の無駄遣いだけでなく、焼却処理に伴う二酸化炭素の排出や焼却後の灰の埋め立てなど、環境への負荷につながります。環境のためにもフードドライブにご協力ください。



受付日時 6月23日(月)～27日(金) / 8時半～17時

受付会場 生活環境課(南別館1階)

受付できる食品

- 未使用・未開封のもの
- 食品表示があるもの
- 賞味期限が1か月以上あるもの
- 常温保存が可能なもの

(例)お米・小麦粉・乾麺、レトルト食品・インスタント食品、調味料・食用油・のり・ふりかけ、缶詰・ビン詰、菓子類・粉ミルク・離乳食、飲料(ジュース・お茶・コーヒーなど)

受付できない食品

- 生鮮食品
- アルコール飲料
- 冷蔵・冷凍食品
- 食品表示・賞味期限の記載のないもの